

諮問庁：総務大臣

諮問日：令和元年10月28日（令和元年（行情）諮問第317号）

答申日：令和2年10月13日（令和2年度（行情）答申第305号）

事件名：「コンビニ店舗が公金収納を始めた年月日が分かる文書」等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書3」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成31年4月26日付け総行第139号により総務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

別紙2（審査請求書）のとおり。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求の経緯

本件審査請求は、審査請求人である開示請求者が、法4条1項の規定に基づいて行った平成30年10月18日付けの行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、処分庁が、法9条2項の規定に基づいて行った原処分を不服として、令和元年7月25日付けをもって行われたものである。

2 本件審査請求の対象となる行政文書

（1）本件開示請求の内容について

地方自治法施行令158条1項に書かれている「私人」の定義が明示されている文書及び具体的事例

【補正後】

本件対象文書

（2）原処分について

処分庁は、平成30年10月18日付けの審査請求人からの行政文書開示請求に対し、以下のとおり計4回にわたり開示対象文書の特定を求める補正依頼を行った。

平成30年11月9日発送（1回目補正依頼）

- ・平成30年11月9日付け「行政文書開示請求の補正について」

平成30年11月14日受領

- ・平成30年11月13日付け「回答書」及び「301113日付の別紙回答書」

平成30年11月20日発送（2回目補正依頼）

- ・平成30年11月20日付け「行政文書開示請求の補正について」

平成30年11月26日受領

- ・平成30年11月23日付け「回答書」

平成30年11月28日発送（3回目補正依頼）

- ・平成30年11月28日付け「行政文書開示請求の補正について」

平成30年12月5日受領

- ・平成30年12月4日付け「回答書」

平成31年4月17日発送（4回目補正依頼）

- ・平成31年4月17日付け補正依頼書

平成31年4月22日受領

- ・平成31年4月21日付け「回答書」

1回目及び2回目補正依頼では開示対象文書の特定ができなかったため、処分庁は1回目及び2回目補正依頼に対する回答内容を踏まえて、3回目補正依頼として平成30年11月28日付け「行政文書開示請求の補正について」を送付したところ、審査請求人は同年12月4日付け「回答書」において、処分庁が示した文書名に対し、開示請求を維持する旨の回答ではなく、「まず301113別紙回答書に答えてください。＜5P＞施行令158条の規定はいつ実施されたか。「私人」とは、弁護士とか司法書士を想定していることが分る（原文ママ）文書又は情報提供 コンビニ店舗が公金収納を始めた年月日が分る（原文ママ）文書 コンビニに、令158条1項が適用された年月日の分る（原文ママ）文書 文書がなければ情報提供」との回答があった。

処分庁は上記回答を踏まえ、本件開示請求の開示対象文書を本件対象文書と判断した。

4回目補正依頼である平成31年4月17日付け補正依頼書において、開示請求を維持する場合、当該文書の存在が確認できないため、不存在を理由とした不開示決定となる見込みである旨を伝えたところ、同月21日付け「回答書」にて、審査請求人より、「開示請求を維持する」との意思表示が明らかとなったため、同月26日付け総行第139号をもって法9条2項の規定に基づき文書不存在を理由とした不開示決定と

する原処分を行った。

3 審査請求について

審査請求書によると、本件審査請求の趣旨及び理由は以下のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

総行行第139号平成31年4月26日付けの不開示決定処分を取り消すとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由（要約）

- ・ 平成31年4月26日付け総行行第139号不開示決定処分は不当である。
- ・ 不要な補正依頼を繰り返し、補正依頼と称して請求文言を変えるように強要を行った。
- ・ 「作成・取得していない文書」に対して、どの様にして文書を特定できたか明らかにされていない。
- ・ 開示請求書（控え）の交付を行わないことは、違法である。
- ・ 開示請求日は平成30年10月18日であるが、不開示決定通知書の日付は平成31年4月26日であり、この間に不作為による審査申し入れを行う問合せを行っており、不開示決定に至るまでに要した日数は違法である。
- ・ 情報提供が行われていないことは、行政手続法8条所定の理由付記の制度に違反している。

4 原処分の妥当性について

- (1) 審査請求人は原処分が不当であること、不要な補正依頼を繰り返し、補正依頼と称して請求文言を変えるように強要を行ったこと、「作成・取得していない文書」に対して、どの様にして文書を特定できたか明らかにされていないと主張するが、上記2(2)のとおり、処分庁は開示対象文書特定のため、請求人に対し補正依頼を重ねた結果、本件対象文書を開示対象文書と判断した。

その上で、平成31年4月17日付け補正依頼書において、開示請求を維持する場合、当該文書の存在を確認できないため、不開示決定となる見込みである旨を伝えており、処分庁は補正書により審査請求人に対して丁寧な説明を行っている。

その後、平成31年4月17日付け補正依頼書に対する回答である同月21日付け「回答書」にて、審査請求人より、「開示請求を維持する」との意思を確認した上で処分庁は文書不存在を理由とした不開示決定を行っており、原処分において不開示決定を行った判断は妥当である。

- (2) 審査請求人は、開示請求書（控え）の交付を行わないことは違法である旨主張するが、開示請求書（控え）の交付を行わないことについて、

法律等での規定はなく、何ら違法ではない。

- (3) 審査請求人は、開示請求日は平成30年10月18日であるが、不開示決定通知書の日付は平成31年4月26日であり、この間に不作為による審査申し入れを行う問合せを行っており、不開示決定に至るまでに要した日数は違法である旨主張しているが、上記(1)のとおり、原処分判断は妥当である上、不開示決定に至るまで時間を要した要因としても、開示対象文書の特定のために審査請求人に対し補正依頼を行っても、処分庁が示した文書名に対し請求を維持するのか、別の文書を請求するのか、あるいは情報提供を希望しているのか審査請求人の回答から判然とせず、本件請求に係る審査請求人の意思を確認するために時間を要したことが理由である。

なお、審査請求人から不作為による審査申し入れを行う問合せについて、処分庁は受け付けていない。

- (4) 審査請求人は、情報提供が行われていないことは、行政手続法8条所定の理由付記の制度に違反している旨主張しているが、審査請求人が平成30年11月13日付け「回答書」及び「301113日付の別紙回答書」、同月23日付け「回答書」において問合せを行った事項に対する回答を、処分庁は情報提供として同月28日付け「行政文書開示請求の補正について」に同封して送付している。

なお、処分庁は審査請求人の補正依頼に対する回答に対し、請求を維持する場合、形式上の不備及び該当文書の存在が確認できないため不存による不開示決定を行う見込みであることを教示しており、審査請求人との補正に係るやりとりにおいて、適切な対応を行ったと考える。

5 結論

以上により、原処分は妥当であり、諮問庁としては、原処分を維持することが適当であると考えます。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 令和元年10月28日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 令和2年9月11日 | 審議 |
| ④ | 同年10月9日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、これを作成、取得しておらず保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は

原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問書に添付された書類（補正書、補正回答書等の写し）によれば、本件開示請求から原処分に至るまでの間に、処分庁が審査請求人に対して行った求補正及びこれに対する審査請求人の回答の経緯等は、おおむね上記第3の2(2)のとおりであると認められ、これを覆すに足りる事情は認められない。

(2) 諮問庁は、上記第3の4のとおり説明するところ、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁はおおむね次のとおり説明する。

ア 文書1は、地方自治法施行令158条1項に定める私人の定義について、弁護士又は司法書士を想定していることが分かる文書又は情報提供を求めるものと解される。

このような私人の想定範囲に係る文書について、処分庁では、地方自治法等に基づく地方財務会計制度を所管しているが、地方自治法243条に規定する「私人」については、自然人ばかりでなく法人も法人格のない社団も含まれると解してはいるものの、職業別に示した文書は作成又は取得していない。

イ 文書2は、コンビニエンスストアの店舗が公金収納を始めた年月日が分かる文書の開示を求めるもの、文書3は、コンビニエンスストアに地方自治法施行令158条1項が適用された時期が記載された文書の開示又は当該適用時期に関する情報提供を求めるものであるが、各地方公共団体がコンビニ店舗収納を行っているのであって、処分庁はコンビニ店舗に関する当該年月日又は当該時期を把握する立場にはないため、該当する文書を作成又は取得する機会はない。

ウ 総務省（自治行政局行政課）は、地方自治法等を所管するため、今回の開示請求の担当となったものであり、地方財務に関する研究会等の会合を開催している。その関係で、これまでコンビニを活用した収納の流れ等を表す「コンビニ収納の仕組み」の資料を作成したことはあるが、文書1ないし文書3に関連するものは、当該コンビニ収納の仕組み等の資料には含まれていない。

エ 本件審査請求を受け、念のため、執務室の書棚、共有ドライブ及び職員用端末の個人フォルダ等を探索したが、文書1ないし文書3に該当する文書は、確認できなかった。

(3) 諮問庁から、総務省の事務分掌規程並びに上記(2)ウ掲記の研究会等の検討結果を取りまとめた報告書及び資料の提示を受け、当審査会事務局職員をして確認させたところ、上記(2)アないしウの事務分掌、資料等に係る諮問庁の説明に符合する内容であることが認められ、これ

を覆すに足りる事情は認められない。

そうすると、上記（２）アないしウの諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえ、本件対象文書が作成又は取得されたことをうかがわせる事情も認められない。

- （４）上記（２）エの本件対象文書の探索の範囲等についても、特段の問題があるとは認められない。
- （５）以上によれば、総務省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

- （１）審査請求人は、開示請求書の控えを交付しないことは違法である旨主張するところ、諮問庁に対し、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、次のとおり説明する。

開示請求を受けた場合、法及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成１２年政令第４１号）並びに「総務省情報公開事務マニュアル」にのっとり事務を実施しているが、いずれにおいても、開示請求書の控えを交付することは義務付けていない。

諮問庁の上記説明につき、諮問庁から「総務省情報公開事務マニュアル」の提示を受け、上記法令の規定と照らし合わせ検討するに、上記諮問庁の説明は、特段不自然、不合理とは認められず、審査請求人の上記主張は採用できない。

- （２）審査請求人は、「当初の開示請求文言＝「地方自治法の規定で使用している「私人の定義」が分かる文書 又は情報提供」に対して、処分庁は、補正依頼を求める必要はなく、不要な補正依頼を繰り返したことは違法であるなどと主張する。しかしながら、処分庁が審査請求人に対して行った求補正及びこれに対する審査請求人の回答の経緯等は、上記２（１）に認定したとおりであり、また、平成３０年１１月２８日付けの補正依頼書に添付されたメモにおいて、「「私人」には、自然人ばかりでなく、法人も含まれます。（P1076）」として、参考資料を審査請求人に示し、情報提供していることが認められるのであって、不要な補正依頼を繰り返したものとまではいえず、審査請求人の主張は採用できない。
- （３）審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

審査請求人は、審査請求書（別紙２の１（２）イ①）において、開示請求を行った平成３０年１０月１８日から行政文書不開示決定通知が行われた平成３１年４月２６日まで是不作為であり、開示決定に至るまでに要した日数は、違法であるなどと主張する。

この点につき，諮問書に添付された書類（補正書，回答書等の写し）によれば，処分庁は，求補正の過程において，平成30年12月4日付けで審査請求人からの回答書を同月5日に受領した後，平成31年4月17日付けで4回目の求補正を行うまでの間，4か月以上を要していることが認められる。

当審査会事務局職員をして諮問庁に対し，上記の状況について確認させたところ，諮問庁は，開示対象文書の特定のために審査請求人に補正依頼を行っても，処分庁が示した文書名に対し請求を維持するのか，別の文書を請求するのか，あるいは情報提供を希望しているのか審査請求人の回答から判然とせず，本件請求に係る審査請求人の意思を確認するために時間を要したことが原因である旨説明する。

しかしながら，諮問庁の上記説明は，4か月以上もの期間にわたり手続を進めなかった理由を合理的に説明するものとは認め難く，処分庁においては，今後の開示請求への対応に当たり，適正な対応に留意すべきである。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，これを保有していないとして不開示とした決定については，総務省において本件対象文書を保有しているとは認められず，妥当であると判断した。

（第1部会）

委員 小泉博嗣，委員 池田陽子，委員 木村琢磨

別紙 1 本件対象文書

文書 1 「私人」とは弁護士とか司法書士を想定していることが分かる文書
又は情報提供

文書 2 コンビニ店舗が公金収納を始めた年月日が分かる文書

文書 3 コンビニに地方自治法施行令第 158 条 1 項が適用された年月日の
分かる文書又は情報提供

別紙 2 審査請求書

1 審査請求の理由

審査請求人は、石田真敏総務大臣から、総行行第139号 平成31年4月26日付けの行政文書不開示決定処分を受けた。

しかし、本件処分は、不当であること。

(1) 経緯

ア 開示請求文言＝「不明」である。

記憶では、「地方自治法の規定で使用している「私人の定義」が分かる文書又は、情報提供」

イ 総務省が特定した文書名＝「「私人」とは弁護士とか司法書士を想定していることが分かる文書又は情報提供」

ウ 不開示決定理由文言（総務省の主張）＝「該当文書は、作成・取得しておらず、保有していないため、不開示」

(2) 総務省の主張に対する認否等

ア 開示請求書の文言について。

総務省以外では、決定通知書と一緒に、開示請求書（控）が交付される。

裁判所の場合は、開示請求書（控）は交付されないが、決定通知書には、開示請求文言と受付番号と明示されている。

しかしながら、総務省の場合は、何度言っても開示請求書（控）は交付されない事実、受付番号も交付されない事実がある。

開示請求人が、開示請求書（控）を入手するためには、保有個人情報開示請求書を提出し、1か月後でないとう入手できないこと。

手続きの費用は、収入印紙300円、住民票200円、免許証のコピー5円、切手82円等の費用を要する。

イ 総務省が特定した文書名＝「「私人」とは弁護士とか司法書士を想定していることが分かる文書又は情報提供」について

① 開示請求日は、平成30年10月18日である。

一方、不開示決定通知書の日付は、平成31年4月26日である。

この間に、不作為で審査申入れ行う問い合わせを行っている。

開示決定に至るまでに要した日数は、違法である。

② 石田真敏総務大臣は、補正依頼と称して、請求文言を変えるように強要を行ってきた。

特定できないと因縁を付けてきたから、特定のための説明を行った。

説明で使った文言を利用して、総務省は文書名を特定したと主張している。

③ 補正依頼の真の目的は、以下の不適切な対応を回避する目的である。

「開示請求に対して、総務省は、開示請求文言をそのまま用いて文書特定を行った上で、その全部を不開示とする原処分を行ったこと。」

④ 審査請求人の上記主張根拠は、以下の通りである。

当初の開示請求文言＝「地方自治法の規定で使用している「私人の定義」が分かる文書 又は、情報提供」に対して、「補正依頼を求める必要はないこと」。

⑤ 開示請求書（控）を交付しないこと。不要な補正依頼を繰り返したこと。この行為は、違法行為である。

⑥ 補正を行う中で、「該当文書は、作成・取得しておらず、保有していないため、不開示」との結論を出せる文言を作成でき、決定書が作成できた。

⑦ 情報提供が行われていないことは、（理由の提示）行政手続法 8 条所定の理由付記の制度に違反していること。

⑧ 開示請求は、調査の結果、当初の開示請求文言＝「地方自治法の規定で使用している「私人の定義」が分かる文書 又は、情報提供」に対して、「私人（金融機関を除くもの）」であることを発見した。

ウ 不開示決定理由文言（総務省の主張）＝「該当文書は、作成・取得しておらず、保有していないため、不開示」について。

「作成・取得していない文書」に対して、どの様にして、文書を特定できたのかについて明らかにされていないこと。

このことは、（開示請求に対する措置）法 9 条 2 項の趣旨及び行政手続法 8 条に照らして違法であること。

2 情個審に対して求める事項

ア 開示請求書（控）を交付しないことは、違法であることを認めること。

イ 不要な補正依頼を繰り返したことは、違法であることを認めること。

ウ 「作成・取得していない文書」に対して、どの様にして、文書を特定できたか明らかにすること。

エ 本件処分は、不当であることを認めること。